

第 4 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成29年4月4日(火)

開会 午後2時00分

閉会 午後4時30分

2. 場 所 市民センター 文化ギャラリー

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 2番 池田 良一

13番 松本 初雄

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	末吉亜紀		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第14号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第15号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案 第16号	農地法第3条の申請について	(2件)
議案 第17号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年21件)	

8. 報告事項

報告 第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	(1件)
--------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。
議長	<p>それでは、ただいまより第4回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、2番 池田委員、13番 松本初雄委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <p>議案第14号 農地法第5条の申請について 5件 議案第15号 農地法第4条の申請について 1件 議案第16号 農地法第3条の申請について 2件 議案第17号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進 事業]について 利用権設定 通年 21件</p> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件 となっております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第14号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>まず、農地法第5条の申請の9番、前回の3月の定例農業委員会において区の同意がなければ、不許可相当して保留となっており申請9番のみを審査していただきたいと思っております。</p> <p>議案の1ページ</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>前回の農業委員会後の経緯ですが、申請者に、転用計画の説明が不足されているということで、区に説明するよう求めました。また、転用申請内容の変更を促したところです。</p> <p>申請者は区の役員会にて計画の説明を行なわれました。資料として縦のA4版で、歴代区長・区執行部との意見交換会と3月渚区役員全体定例会を用意しております。これは後で説明させていただきます。区から議事録を参考に出されたものです。</p> <p>申請者によりますと、ドッグランとは、犬の訓練のための施設であり、指導員一人に対して1匹の犬の訓練を行うもので、多数の犬が集まる訳ではなく、騒音、悪臭などの恐れはないとの説明をされたと聞いております。</p> <p>ドッグランでの申請については、説明後においても申請を継続したいと意思を示されました。</p> <p>また、その役員会後に渚区の区長及び副区長が農業委員会事務局に来られ、その時の議事録を提出されました。</p> <p>今回資料としてつけさせていただいております。</p>
-----	--

事務局	<p>その主な内容は、ドッグランから生じる騒音・悪臭など恐れがある。通常の農地転用審査では判断できない内容での意見になっております。区長には、営農上に大きな影響がなければ農地法上許可になりますのでと説明をされており、区長は、それについては、理解されており、役員会において、区長は農地法上は許可できないとはならないと説明をされ、それについて出席された役員の方も理解されたと聞いています。ただ、議事録を書類の下の方にも置いて欲しいとの事でした。これについては、県に合わせて送付したいとお話をしております。</p> <p>農業委員会が判断するべき、営農上の影響についてですが、隣接農地所有者宅を担当委員ではありませんが、5番委員に同行してもらい、確認したところ、自分もいつまで水田を作るかどうか分からないが、この転用申請について、営農上に大きな影響はないと確認しました。また、申請内容においても既存の排水路を残していただければと話を伺いました。</p> <p>改めてになりますが、農地転用に周辺農地所有者等の同意は原則必要ではなく、不要であることは県庁担当者に確認しております。</p> <p>また、県が示す許可申請書添付種類一覧には、法廷書類と通常呼んでおりますが、区長、生産組合長、隣接農地所有者の同意が必要という形での添付書類とはなっておりません。</p> <p>伊万里市農業委員会が、区長、生産組合長、隣接農地所有者の同意をなぜ求めているかと言うと、農業委員が全ての農地や地域の状況を知ってわけではないことから、委員の負担軽減や営農上のトラブルの未然防止に防いでいただくことに繋げるためです。</p> <p>今回の転用については、農地を農地以外にする事について反対さ</p>
-----	--

事務局	<p>れておらず、ドッグランによる騒音・悪臭などの恐れの話であり、通常の農地転用では判断できない問題となっています。</p> <p>農地転用の許可は、立地基準と一般基準により判断されるものとなります。</p> <p>立地基準とは、営農条件及び市街化の状況からみて区分し許可の可否を判断するもので、今回の申請地については、用途地域であるため農地区分は第3種農地となり、原則許可できる農地に当たります。</p> <p>一般基準とは、転用の確実性や周辺農地への被害防除措置の妥当性などを審査するものでありまして、詳しく説明させていただくと、「資力及び信用」になります。これは県が示しているところによりますと資金計画証明書が提出され、見積書等とあっていれば大丈夫だとされている。つづいて、「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」こちらについては、一般的には、所有権以外の権限に基づいて事業を行う農地に仮登記者であるとか、抵当権者であるとか、共有農地であるとかになりまして、実際賃借権を設定している耕作者であれば、転用行為の妨げとなる者になりますが、今回の耕作者は息子さんということで、転用の妨げになる者にはならないということでありまして。こちらは同意をとる必要はない。実際、この農地につきましては、最近、仮登記、今、事業申請をされている〇〇〇〇〇〇〇〇が仮登記されている。あと「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」でございますが、今回は〇〇〇〇〇〇〇〇が新規事業として必要であるとして申請どおりになります。あと「行政庁の免許、許認可等の処分の見込み」ですが、いまのところ各機関に確認したところ手続きは必要ないということです。「計画面積の妥当性」があります。</p>
-----	--

事務局	<p>これは、一般住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡という一定の目安を設けて判断する場合がありますが、一般的には、個々の転用事業の内容、類似施設の通常規模を考えて計画の妥当性を出しておりますが、今回の申請につきましては、類似施設がなかなかなくて、犬の教育施設として建設するもので、犬2～3匹が順番で指導される計画で、犬の繁殖場や大型犬の畜舎にするものではないと区に説明をされています。ドッグランについて保健所にも確認しましたが面積規制はなく、比較するドッグランはあまり近隣にはなくて、近いところであれば有田町にあるドッグランは1,000㎡程度あります。これは駐車場を含まないことを考えると、今回の申請が極端に不適切とは言えない。申請者の必要面積が申請面積になると考えます。「周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無」基本的には、3ページの土地利用計画図をみていただければ、図面の下のほうに既存の排水路があります。この排水路自体は、申請者の敷地内にあります。既存排水路は残す計画である。あと施設の周りにフェンスの設置と溜柵を設けて、塩ビを入れて雨水処理は溜柵を通して敷地外の道路側溝に流す計画である。「法令等で義務付けられている行政庁との協議」というのは今のところ手続きはありません。今回の申請については、一般基準については問題がないと考えております。</p> <p>こちらで確認をしたところ今回の転用申請については、立地基準、一般基準ともに問題がないと考えております。許可することに支障がないと思われます。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より、今回の申請について、先月は保留にしていまして、この後、地元からの御意見や事務局として他の行政関係や県の方にお聞きしたり市役所内で検討をして、詳しく説明をしていただ</p>

事務局	という形。
7 番委員	今、〇〇さんと〇〇さんという農家の方の名前が上がりましたけども。この方々から、ドッグラン、宅地、この許可をしますという何か署名はいただいたんですか？
事務局	署名はいただいておりません。
7 番委員	それは、のちのち営農上、先程、事務局は問題ないとおっしゃいましたけど、問題が出てくるんじゃないですか？
事務局	具体的にどんな問題？
7 番委員	いや、だから、我々でわからないような問題を地権者の方が抱えてるかもわからないので。ここにこういうものが設置をされます、このことについてまつわる農家の方の十分な説明と共に、承諾というのはあるのですか。
事務局	承諾書は取っておりません。
7 番委員	そうですね。
事務局	隣接農地の所有者に確認は行っております。
7 番委員	だから、そういうのが書面でありますか。
事務局	書面ではございません。
7 番委員	いいんですかね、それで。それで、営農上問題がないと判断していいんですかね。
事務局	その確認なんですけど。今営農上が支障があると言われておるんですけど、具体的にこちらの方で確認したのは、水の問題。

7番委員	農業委員会じゃなくて、そこに関係する農家の方の承諾、認めがあってこそ、承諾、というふうに思いませんか。
事務局	先程も申しましたけど、確認するのは。すいません、〇〇さんの同意はありますね。はい。すいません、申し訳ないです。
7番委員	だから、そういうのが揃わないことには、営農上問題がない、という言葉はふさわしくないんじゃないですか。
事務局	〇〇さんの同意書がありまして、〇〇さんの土地の分の耕作は〇〇さんがされているということで、同意を取っております。
7番委員	あるということ。
事務局	はい。あります。
7番委員	二人ともいってということ、ドッグラン、駐車場の建設については、水の事、道路の事については、一切問題がないというような署名とか、そういうものがあるということですね？
事務局	〇〇さんの同意自体はあります。
7番委員	あるんですね？
事務局	はい。〇〇さんの同意はあります。
7番委員	許可をなされたんですね？
事務局	そうですね。同意はある、営農上の支障はない、ということで。
7番委員	同意、という内容も、こういうものができるんだという、十分理解をした同意書なんでしょうね？
事務局	お話を、私が行って確認をした範疇ではそういう話です。
7番委員	十分ですか？これだけ民の反対がある中で、まあ、この民は、今回は農業委員会の話じゃないんですけども。本当に、〇〇さん、〇〇さん、この人達のこういう事の事態を認可を承知をしなが

7 番委員	ら、あらためて、地域の方々から反対をなされていますけど。ここが砦ですよ、もしかすると。だから、十分、どっちに偏るじゃなくて農業委員会は農業委員会の役目を、決まりどおりに執行すべきとは思いますが、こういう、非常に問題が大きくなっていますから。なさおら、こういう地権者の営農上の問題がない、というのは、もっと確実にすべきと思うんですけど、それで大丈夫なんですか？
事務局	今おっしゃっている部分に関してこちらで確認しているのは、水の問題、排水の問題は、問題ないということです。営農上の問題はですね。
7 番委員	じゃあ、この方々二人からは今後一切何の問題も出てこないという理解でいいんですか？
事務局	営農上の問題はないということです。
7 番委員	だから、営農上というのは水の事とか、排水の事とか、異臭が流れ込んだ用水とかいろんな問題が関係するかもわかりませんが、そういうのも、御存知の事ということなんですか？
事務局	異臭が入ってくるかも？
7 番委員	いや、汚水ですね。汚水。
事務局	汚水は、水の流れとしてはそちらの方に行かない。
7 番委員	行かないんですか？
事務局	はい。
7 番委員	だからそういう、そこ大丈夫かなという心配をしているところ。営農上という言葉が出るからね。そして、もう一つ。この方は以前形質変更で認可をなされたんですよ。その時には、農地を農

7 番委員	地として使うというのが形質変更ですよ？
事務局	前回、農地として形質変更を行いたいと。
7 番委員	ですよ。そして、手続き上でしょうけど、今になって、もう一年経たずして、今度転用ですよ？
事務局	そうですね。
7 番委員	こういう時に、明らかに目的が形質変更じゃなかったわけですよ？
事務局	目的がというか、理論上の申請は所有者がだされていますけど。5条の方は。これが4条であれば目的が違うということに。5条というのは、であれば、出された方が、という形にはならないと思います。
7 番委員	しつこいようですけど、あと一つ。農業委員会はこの定め上、こういうものと思うんですけど。これだけの意見書が出るのに、農業委員会は営農上という問題だけで、あとは切り捨てたというか、そういうので、はたしていいんですかね？
事務局	農業委員会で判断できる基準というのが、そこだけなんですよ。
7 番委員	そうですね。
事務局	はい。それ以上を判断し始めると、農業委員さんの権限以上というか、非常に農業委員さんに負担がかかる。
7 番委員	じゃあこういうふうな一連の問題がある時に、〇〇さんの方に、営農上問題はなくてでも、区の仕組み上問題があるので、例えば、取り下げる、という相談はなされたんですか？
事務局	三度程させていただいております。最終的には、新規事業ということで、金額が土地の代も含めて二千万か二千七百万かかるんで

事務局	すけど。その分の資金証明書も出していると、言われていますので、そこは難しいのかなと。最終的に難しいかなと思いました。
7番委員	なるほど、わかりました。農業委員会の業務上はここまでなんですネ？
事務局	はい。
7番委員	わかりました。
16番委員	このドッグランの周りに溜桝がずっとして排水をするように言っていましたけど、溜桝と溜桝の間はこれ、全部U字溝ですか？
事務局	新設する塩ビ管です。
16番委員	塩ビでしょ？そしたら、表面水は桝だけしか流れないですよネ？というのがですね、その周りに。○○○○○○○○○○の方に、○○○○○さんとか耕作者のあるところに排水が流れる300くらいの小さい側溝があるのですが。そこに、というと、向こう正面。雨で溶けたやつ、流れ出す恐れがありますよね？
事務局	全く無いとは言えない。
16番委員	全くじゃなく、ほとんど流れますね。というのが、ここはU字溝であれば側溝には流れず。塩ビ管というと直に埋めてしまうので、そうしたら表面水は流れてしまう。なので、○○さん達に承諾を取ってあるのかなと思って。渚地区の意見交換会、役員会にて、浄化槽を設置してどうのこうのとありますが。浄化槽を設置して、処理した処理水は公共下水には流されないですものね。そうすると、結果的に○○さん達の所に行く水路に、処理水を流したとしても、川が太いなら別に問題ないです。浄化槽というのは、今一番性能が良いものでも90%しか処理しないものでして。1割は汚いのが流れていく。まあ、人間のよりは少ないでしょうが、

16 番委員	ずうっと側溝の中に汚物が堆積していく。なので、実際言ったら、下流側の〇〇さん達からの説明とか、そのあたりもしてあるのかなと思って。
事務局	それはされてないと思います。
16 番委員	ということは、絶対問題が出てきます。側溝に汚物を流すと、草は生い茂って、セリとかが生えてくる。水の流れが悪くなる。下流の〇〇さん達は、何百mでも上まで掃除をしてこなくてはならなくなる。通されるならアレですが。逆にさっきの、ドッグランの周りのあれが全部U字溝だったら、尿は流れないですね。
事務局	まあ、そうですね。
16 番委員	そのあたりを改善させないと。塩ビ管を埋めたら、絶対塩ビ管のところには入っていかないので。法面がついたら法面はいつも草を刈らないといけない。隣と耕作上、問題無いといえ無。そうしたら、さっき言った、下流側の〇〇さん達からも一言承諾を取っておかれた方が、良いと思います。〇〇さんとこ、ここの横の水道が塞がれたら、もう水が来ないらしい。下流側の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の辺りを作られている、中井樋の辺りの人ですけど。
事務局	今言われたのは下のある排水路の上の方ですよ。逆の方ですよ。そちらの方は別に水路を確保されるという話です。話の中で、法面の管理ですかね。
16 番委員	法面の管理というか、まず、柵と柵の間で塩ビ管だったら排水が効かん、ということです。表面水は直に流れないので。逆に全部U字溝を周りに入れられたら、そっちの方に尿は流れていかないですね。
事務局	どこまでみるかでしょうけど、尿の部分ですね。表面に流れてくるのか地下浸透するのかわかりませんが、地下浸透す

事務局	るんじゃないかなとは思いますが。
16 番委員	柵と柵の間は塩ビ管じゃなくてU字溝に変えろとか、そして、絶対法面の方に流れないように、法面の方を一段上げるとか。
事務局	犬の尿という話ですけど。犬の尿が大量に、どのくらい出たらそうやって、水が流れてくるのですか。
16 番委員	いっぺんにドラム缶一本も二本も尿はしないでしょうけど。
事務局	しないでしょうけど。一般的に、今の計画であれば、普通に犬を飼ってらっしゃるところと同じような話なんですよね。今の計画であれば、ですね。だから、そういう時にU字溝に変えなきゃいけないって、わざわざ、塩ビでやってるのをU字溝にかえないといけないとは…。
16 番委員	結果的にこの周りの中、尿をするのだから。絶対、この柵を置いてあるところは。その表面水を流すために柵を置いてあるのでしょうか。
事務局	そうですね。表面水を拾う。
16 番委員	そうしたらその中に尿が混じってきますよね。
事務局	混じってくる…どのレベルなんでしょうね、ちょっと。
16 番委員	それが、表面水に尿が混じったのが法面について、側溝に流す。流れると、法面も草が生えてくる、側溝も絶対ごっそり草が生えてくるけども。そこまで管理をされるものか、この〇〇さんが。実際、私も白野であったのですが、下流の者が後から言っても遅い、といった例があったもので。だから、目に見えて法面と下の排水の 300 くらいの側溝は絶対最後詰まるでしょう。いつも掃除していれば良いでしょうけど。

事務局	その管理ですね。排水路の管理。でも、実際は排水路は使われる方がやるわけですね。
16 番委員	しかし、ここがこうなったら、排水路の掃除はまずしにくくなる。例えば下流側の〇〇さんが、こんなところまで掃除しに来ないといかん、と。今までは渚地区でしていたものが、今度は下流側の中井樋の人達が上までしょっちゅう掃除しにこないといけなくなる。だいたい、農地があるところしか、渚地区の生産組合とかは掃除しないです。反対側に〇〇さんの農地があるけれど、そっち側の水路は渚地区でされるかもわからないが。本来、中井樋の地主の方に流れる水路は、〇〇さん達が下から上にのぼってきて掃除しないといけなくなる。
事務局	中井樋というのは、この図面上の上の話をしている？
16 番委員	そう。上の方。ですので、〇〇さん達からそこまで承諾を得てあるなら、私が言う事は何もないのですけど。
事務局	逆にですね、排水路を個人さんの方に。まあ、元々は申請者の土地なんですよ。土地の中に排水路を入れてもらってるわけですよ。水路を。
16 番委員	字図上に水路という地目がないでしょう、ここは。昔でいえば田んぼのふたいよけのようなものでしょう。田んぼについてる。普通の公有水面じゃないわけでしょう？
事務局	そうです。
16 番委員	事務局が言われるようにして、これは私の溝だからと〇〇さんがつぶす可能性もあるわけで。
事務局	いや、そこはつぶさないと確認をしております。つぶさない計画でやっています。

16 番委員	これは私の水路だからと、先々言い出しかねないところもでてくるのでは。
事務局	いや、ここについては絶対確保されると。確保されないと許可できない。
16 番委員	そこまで確認とっている？
事務局	〇〇さんは〇〇さんの水路だからと言われているので。
16 番委員	いや、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方に流れてくる。
事務局	はい。水路でしょう。
16 番委員	はい。それは〇〇さんは関係ないでしょう。
事務局	〇〇さんは〇〇さんの水路ですよ、と言ってます。私のじゃないので、と。
16 番委員	〇〇さんのはこっち側でしょう？
事務局	いや、こちに新しい水路を作られる。今の図面では現況がないので入ってませんが。
16 番委員	いろいろ言ったけど…。
事務局	いや、そこは大事なところですよ。そこは確保をする、ということです。
16 番委員	下流側の〇〇さん達からも、説明して、これでいいですか？と確認をとっていらっしゃるなら、よいのですが。〇〇さんと話をすると、絶対通してくれるなよ、と。
事務局	通してくれるな。
16 番委員	ドッグランをしてほしくない、と。

事務局	そこはわかるのですが。ただ、確認しているのは営農上の問題あるかないかだけ。ドッグランを作るとか作らないとかの話ではない。
14 番委員	この前会議が終わってからですね。現場を見に行こうかと帰りがけに行きましたよね。それで大方この場所とわかって、ここならいいかなとか、ここなら悪いかなとか、第一印象はどうだったのですか？
議長	自分の個人的な感じからすると。なんで、こういうふうに周りが宅地化の、新興住宅みたいなところに。申請自体はドッグランで犬の教育みたいな感じで一匹二匹しか絶対、こう、30、40 匹とかいっぺんにですね、そんなことはしませんというような形になってますけども。やっぱりあとあと心配されるのは、16 番委員が言われたように、犬の糞を側溝に捨てられていたとか、そんな関係の心配と、今の申請自体が、一匹とか二匹で糞尿をして。犬の鳴き声もほとんど周辺には迷惑かけないということで、申請がかかってますけれども。転用の後、問題になった場合に、地域の、集落じゃなくて地域の方々の、民民の争いの元になる可能性は、自分達の田舎と比べたらあるね、という感じは、第一印象ですね。
14 番委員	この人達は何匹飼って、スタッフが何人いてされるか知りませんが。これ、今綺麗事を書いてあるけれど、これは、一時はするかもしれないませんが、長続きはせんと私は思う。会長が言われたように、16 番委員が言われたように、とにかく、苦情がくるのは私も大と思っています。これを農業委員会が良いとすると、みんな恨まれるでしょう。
議長	事務局も再々言われていますように、自分達の農業委員会というのは、あくまでも農地を守る組織の農業委員会です。その農地法です。今回は、どちらかという、本当の住宅化とか、新興住宅

議長	<p>の、どんどんできてきている中間の農地にドッグランという名前がでてですね、自分達も戸惑いはみんなあると思うんですよね。それで、あそこの申請されたところの周りの住宅の方々も、えっというような感じで、いろいろ、あとあと心配はされてますよね。だからといって、農業委員会であんまり民民の話し合いどうこうにつっこんでいってもですね、事務局が言われているように、やっぱりある程度のここまでという歯止めをつけていかないと、いろんな紛争なんかに入っていったりどうこうというのは、元々の仕事じゃないですよ。農地法上何かの大きな問題を起こすようだったら、この農業委員会でもいろいろ言っていいていしょうが。農地法に問題ない部分の関係というのは、どこかではっきりさせないといけませんね。</p>
事務局	<p>ちょっと、今、16番委員さんが言われた分で、私の認識が不足してるかもしれないのですが。あそこは、取水ポンプをしてあります。下から水を上げて取られてるポンプがあります。</p>
16番委員	<p>〇〇さんのところ？</p>
事務局	<p>そうです。そこの管理者というのが3人、権利者がいまして。今、申請をされている〇〇さんと〇〇さんと〇〇さん、と。が、取水の管理者です。これについて下流域の人達に水利権が発生するんですかね。</p>
16番委員	<p>いや、この水路から水が流れて〇〇さんの田んぼに行っている。そしたら、下流側の人には権利はあるでしょう。</p>
事務局	<p>水利権がでてくるんですよ。その辺がよく私の認識ではわからないんですけど。</p>
16番委員	<p>それ以外に別の水路があれば別だけれど。それでも、別に水路があったとしても今現時点〇〇さんのところに流れているとなれ</p>

16 番委員	ば、〇〇さんにも一言言って承諾を取っておいた方が間違いはないのでは。そうしたらもうこっちから水を取らないので、別のところから水を取るのでもいいです、となるなら、なんて問題はないだろうけど。
事務局	それは、途中に、水路のところに転用するので、というお話をするとということですか？
16 番委員	いやいや。ドッグランの周りの水路は絶対、1年2年でならんだらうけど、何年と経つと草が生えて溝掃除もされんようになるというのが怖いのです。たぶん、両方とも土羽をうってあるので、今度は下の土手から上げようにも上げるところがない。そういうのを〇〇さんが下流側からずーっと上まで掃除をしてこないといけない。確か〇〇さんのは反対側なので。私が心配しているのは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方に流れていく水路です。別からとるのでいいよとなるならなんて問題はない。今までがここの横の水路を通じて〇〇さん達のところも水が行っていたと、〇〇さんが言っていた。
事務局	行っていたという話は聞いています。
16 番委員	勝手にどんどん汚いのを流していいと言ったら…
事務局	そこの、汚いか汚くないかの判断がしにくいのですが。そこがわからないのですよ。汚いか汚くないかを確定するのは何なのかなと思ってますけど。何をもって確定するのか。
16 番委員	3 ページの平面図を見れば表面水は全部流れる
事務局	表面水は汚水だよ、という理解で良いですか？
16 番委員	はい。1年2年は、まずはしれた尿でしょうけど。5年10年となってきたら、もう絶対土羽は草が生える。

事務局	土羽の部分と水路の部分。
16 番委員	そうすると実質田んぼ作られん。さっきから何回も言うけれども、〇〇さんにもそこまで確認をしておいた方が、下流側の人にも確認取っておいた方がマシじゃないですか。汚いのと、水もあんまり来ないとなるなら、こっちからとらないので、別からとるからという水路があるなら別ですが。
事務局	申請の所有者から聞いたのは、元々ここから取水はしていなかったと。隣の横からの河川からとるのがルールだろうという言い方をされたのはあるのですが。今、実際流れているでしょうけど。
16 番委員	まあ、そういうことです。
7 番委員	ここにですよ、順番にこれも農業委員会の役目じゃないというのはわかっているのですが。地域で署名し行動する必要がある、というこのことは、地域で反対運動をするという事ですよ？これ。そういうふうに書いてあるよね。そうしたらこれは、農業委員会じゃなくて都市開発課とか環境課に反対をするのでしょうか、もう言ったところで同じことか、という結果になるよね。
事務局	その建設を反対するのは理由が、いわゆる悪臭ですよと、騒音ですよと、ならないとできないんじゃないかなと思ってますが。
7 番委員	このことは、地域で署名をし、というのは造る前から反対するんじゃないくて、できてから何かあったら反対する、こういうふうに書いてあるわけ？
事務局	造るのに反対だろうと思います。
7 番委員	そうしたら、わからないまま反対をされるわけでしょう。なんて言ったところで、問答無用というような話ですよ。
事務局	実際そういうことなければそういう話。

7 番委員	ここに最後の砦という言葉を使ったけれども、その矛先は農業委員会にくるよね。お前たちが許可したからだろう、という話になるよね。会長がおっしゃったことは、本当に民と民の話合い、まさに農業委員会の役目としては逸脱するというのもわかるのですが、砦がここですものね。農業委員会が砦ですよ。転用許可をしないとできないのだから。これは。このどこかにも書いてあったけれど、こういう事をする前にもっと民と、地域住宅の人とこういうのを造るよ、という話し合いをしていらしたら、まあ、その時はもうすでに諦めているので、仮登記もしてなかったと思うのですがね。順番がどうもおかしいものね。
議長	ここが、あまりにも周りが新興住宅街になって、そして、申請者自体が、16番委員の話じゃないですけど、その1匹しか絶対訓練させませんとか、申請内容になってますけど。周りの方々とか今の申請者の経歴を考えたら、ちょっと後が心配ということ、地域住民の方は思っているわけですよ。1匹だけだったら、申請内容がちゃんと、転用の時に真砂土を敷いて、芝生の状態にしてですね、張芝の状態にしていくというような感じで申請に上がってはいますよね。1匹だけだったらたいしたことはないと思いますよね。どこの家も、1匹2匹は飼ってる家も、あるわけですから。で、この1匹が、本当かどうかですね。
7 番委員	ここに書かれていることを履行されるというような覚書くらいは必要ですよ。
議長	しかし、反対にその。転用がもし成したとして、その転用されて、ドッグランの関係があんまり言う事きかなくなったら、周りはまた猛反対になりますよね。 他に御意見ございませんか。

23 番委員	〇〇さんの話がね、事務局からは許可貰っている、16 番委員さんの話では反対というお話です。それはどっちが本当ですか？
事務局	〇〇さんが言われているのはドッグランに反対です。私が確認したのは営農上に影響がありますかの確認をしました。営農上に影響はない、ということで。
23 番委員	そこの意見がね、分かれてるような感じでしたので。
事務局	ただ、今16番委員さんが言われたように、〇〇さんと言われますけど、あそこの排水路は必ず確保しないといけない。ということ、〇〇さんはおっしゃっている。申請者はそれを絶対確保します、ということ言われている。
議長	申請書では隣接者の同意書のちゃんとしてきて上がってきてはいますよね。あと、区長さんの判子押さない、農業委員さんも判子押されん、というような状態ですね。
16 番委員	隣接者の判子、〇〇さんも判子うってるんですか？
事務局	印鑑自体はあります。
16 番委員	押してる。
事務局	当時です。
16 番委員	私は絶対押さんって…。
議長	隣接の同意者の判子、ちゃんとうってあります。
事務局	打ってはあります。
7 番委員	そしたら、今の気分からいって取り下げをされるのでは。
16 番委員	なにしろドッグランは絶対させないと。

事務局	もう一回話を。ドッグランに反対するのと転用に反対するのはちよつと違うのですよね。ここが宅地だったら何も言わんと言ってらっしゃるわけでした。そこは土地転用の話であつて。ドッグランは反対だと。ドッグランに反対するのと、農業委員会が判断するのに農地外に転用することと、ドッグラン…
7番委員	いやいや、わかってますよ。
事務局	わかってらっしゃるとは思いますが。
20番委員	農業委員会の後に見に行きましたよね。まだ南側の方は結構ひらけようとしているね。次から次に宅地化ができていっているのに、そうやって、なんでこんな許可をしたのかとなった時に、農業委員会事務局の責任になってくるんじゃないの？ 我々はまだ反対しているからね。
事務局	今のように話をしてもらつて、そういうすべての意見があつた中で、県の方にその分の意見を全部含めて進達するものだと思います。今回のケースについても、当然だろうと思います。
20番委員	道路に、散歩しながらでも結構ほら、汚物出しているよね。飼い主は、人が通っていたら拾っているふりをされるけれど、ちょこつとだったら、そこに離す人もいらっしゃるからね。アレは、結構な臭いもしますよね。 ましては、農地の形質変更というもの、今度は宅地化になつてるものね。
7番委員	何月でしたかね、形質変更で来たのは。
事務局	申請自体は12月です。
7番委員	1年経ってないよね？

事務局	経ってないです。
15 番委員	農業委員会がどこまで介入できるというか、法的は何も問題ない といいながら、周辺者からこういう話が出てくる中で、我々はど こまで、悩みますよね。
議長	あとの議案もありますので、意見が出尽くしたということで、採 決を取らせていただいて良いでしょうか。
18 番委員	ちょっといいですか？
議長	どうぞ。
18 番委員	私たちは地域の事はあんまりわからないので、なかなか、どっち がどっちと賛否を取られても、どうしようもないわけですよ。な それで、この図面とかを見てみますと、本当にこの新興住宅地の 近くに、あるいは農業施設の近くにですよ。たくさんの意見が出 るということは、もうちょっと、考えないといかんと思うのです よね。ここで賛否を取られても、なかなかその、私達は同意はで きんと、いうふうに考えるわけですけども。その辺はどうです か？
議長	申請者が、とにかく申請自体を下げたくない。周りの地域の方々 はどっちかという造ってほしくない。自分達の審議が上がって いる以上、採決をとらないと、また保留保留みたいな感じでずっ と続けられるわけですよ。先月に続いてまたしているわけです よ。なので、採決は、伊万里市農業委員会会議規則第17条に基 づく起立による採決になっています。ここまでしないと、許可 相当として県の方に進達するか、不許可として県の方に進達する かを決めないといけないわけですよ。ここで、また中途半端で保 留保留していてもですね。不許可相当なら不許可相当でも良いわ

議長	けです。農業委員会として申請が上がっているけれど、自分達は認めるわけにはいかんと思っただけですね。
18 番委員	その点ですよ。やっぱり、賛否を取られたから必ず賛成しないといけないということではないですからね。
議長	ではありません。あくまでも自分達は地域、ブロックの担当地域で農業委員をしているじゃないですか。しかし、担当の農業委員をしているだけで、実際審議に上げて、審議する時はみんな平等じゃないですか。自分が担当だから偉いというわけでも、詳しくはあるでしょうけど。ですので、採決する時はみなさん平等の、極端に言えば、一票一票で賛成か反対かですね。その採決を取らないと、このまましておいても、2 か月経っても 3 か月経っても同じじゃないかと思うのですよね。ですので、採決を取ります。意見自体は全部出たということで、反対だったら反対でいいです。賛成だったら賛成でいいです。
7 番委員	提案なんですけど。議会がそうなんですけど。ここで立つというのは明らかにきちんとわかるわけですよ。だから、投票というのがよくないですか。
議長	投票ですか。
7 番委員	はい。○、×。
議長	事務局は？
7 番委員	わかりますよ。ここで立たせたら。
事務局	すいません、例規を持ってきてないので、くわしい回答はできませんが、投票が望まれる方がいらっしゃれば、投票による採決も可能です。

2番委員	例えば。ここで反対をしたからといって。県の方に進達した時に、また、戻ってくるんじゃないの？
事務局	戻す、ということはないと思います。取り下げという話はあるかもしれませんが、戻されることはないかなと思います。戻すのではなく、取り下げろという言い方はするかもわからないです。
議長	実際、許可相当として、県の方に進達する。もしくは、不許可相当として進達するわけですよ。で、今日の農業委員会の皆さんの意見も、録音されておりますので。それを、意見関係を全部です。作って、それと事務局が言ったように、こういうような関係の、地元の意見ですね。これも、県の方に一緒に進達するわけです。ですので、あんまり、ちょっと失礼ですけど。7番委員さんが、投票じゃいかんのですかと言われてましたけれど、みんな平等の立場なので、堂々と起立なら起立でもよくないですか。みんなすべて平等ですよ。7番委員さんが担当だから私は反対だ、とかそんなことは一切関係ないです。みんな平等の気持ちで。
7番委員	重ねてになりますが、農業委員会の立場上問題がないというのは、住民、区長は知っているわけですよ。それでも、あえて反対というふうにするのは、この、地域環境ですよ。農業委員会の使命を大きく考えれば、例えば許可すべきですものね。
2番委員	いや、それだから、県に上げたときにまた戻ってくるんじゃないかと。繰り返しになってしまうんじゃないかなと思う。
7番委員	戻ってくるかもわかりませんね。
2番委員	転用に関しては問題ないのだから。なんでお前のところは許可せんのかと、戻ってくる可能性は十分にある。
議長	先程申し上げましたように、許可相当になっても不許可相当になっても、事務局からの地元のですね、このあとの後々の問題とい

議長	<p>いますか、こういうような関係と、自分達の農業委員会の意見も、付して、県の方に進達するわけですよ。それだけは間違いありませんので。</p> <p>それでは、採決に移りたいと思います。今回は、伊万里市農業委員会会議規則第17条に基づく起立による採決を行いたいと思います。許可相当と思われる方、御起立、お願い致します。</p> <p>それでは起立なしと認め、不許可相当として意見を付して県に進達いたします。なお、その際、農業委員会で協議した内容、及び、事務局に提出された渚区の議事録等を、その他の参考資料として、提出することにしたいと思います。</p>
議長	事務局、それでいいですね。
事務局	農業委員会の判断です。
議長	はい。しばらく休憩とします。
	(休憩)
議長	それでは、再開します。議案第14号農地法第5条11番から事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第14号 農地法第5条の申請について御説明します。議案の1ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町祇園町地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場及び庭を設置するための申請です。</p>

事務局	<p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、12番になります。</p> <p>図面は、案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9ページ、平面図が10ページになります。</p> <p>申請地は、新天町中井樋地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、13番になります。</p> <p>図面は、案内図が11ページ、字図が12ページ、土地利用計画図が13ページ、14ページ、断面図が15ページから17ページ、平面図が18ページになります。</p> <p>申請地は、立花町渚地区です。</p> <p>譲受人が、条件付宅地分譲をするための申請です。</p>
-----	--

事務局	<p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、14番になります。</p> <p>図面は、案内図が19ページ、字図が20ページ、土地利用計画図が21ページ、断面図が22ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町市村地区です。</p> <p>借受人が、太陽光パネルを建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第14号 農地法第5条の申請は以上4件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条11番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	<p>〇〇〇さん申請の畑ですけども、これは、実際、〇〇〇さんが一人で住んで家屋敷すべて売却しててですね、だいぶ前から売りに出してるんですけどもやっと買い手が見つかりましたので、畑も残っていても、あれですから畑も売ることになりました。と、いう事なんですけども買う方がちょっと農地として買われないので、駐車場として何台か停めます。と言う事で申請に来られました。そして、この祇園町地区は生産組合長がいないとこで区長の承諾印もありましたので私も承諾いたしました。以上です。</p>
議長	<p>1 1 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、1 2 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>7 ページに地図が書いてありますけどもマックスバリューの方から西側に入って元の雇用促進住宅のすぐ隣の土地でございました。今、畑ですがでも明らかに雑種地になっておりましたし、農振区域でもありませんでしたし、この事についてそれぞれの印鑑もありましたので捺印をしたところであります。特段、ここに農業に弊害をおよぼすようなものは何一つありませんでした。</p>
議長	<p>1 2 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、1 3 番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>1 3 番の案件につきましては位置図が1 1 ページに載ってますが、富士町のコンビニから〇〇元県議の前の堤を通過してずっと上って行って左側に曲がったところでありました。 その東側にはもうすでに住宅が何個か立ち並んでまして道路を隔てた上の方にこの畑があったんですけどもここに分譲住宅を作るとの事で現地を確認いたしました。周囲の山林についても認可があるという事を確認いたしましたので、この事についま</p>

担当委員	しても特段、水田、畑が他にもありませんでしたし、問題は何かないと思い捺印したところであります。
議長	13番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、14番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	太陽光パネルを設置したいと言う事でお見えになりました。 〇〇〇〇さんから譲受人が息子さんの〇〇〇〇さんでございまして別々に暮らしておられます。この地域は11件昔ありましたが限界地域でほとんど半分になったというような所であります。その近くにですね、〇〇〇さんという方がメガソーラーを作っておられまして、一応その上、〇〇さんの家の裏にですね設置したいという事で区長、生産組合長の捺印がございましたので私も判を押しました。ご審議お願いいたします。
議長	14番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第14号 農地法第5条の番号11番から14番までの申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第15号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第15号 農地法第4条の申請1件について御説明します。 議案の2ページ、5番になります。 図面は、案内図が23ページ、字図が24ページになります。 申請地は、木須西地区です。

事務局	<p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>既に植林していたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第15号 農地法第4条の申請は以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条の申請5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>3月7日ぐらいですね、〇〇〇〇君、彼は仕事に出ててほとんど家のこと土地のことはあまり知らなかったんですが、これは場所が木須の里のところに木起神社ってありましてそれからちょっと下の方の所に行くと元採石所の跡があります。その前をずっと行って上って採石所の近くまで行くんですが、そこに前は水田だったんですが、親父さんの時から植林をしてあったらしいです。それで地目を変えたいと言う事で相談がありました。組合長、区長等の承諾印も貰ってありましたし、あのあたりは全て昔の水田も今は雑種地のようになっておりますので問題なかろうと言う事で私も承諾印を押しました。どうぞ、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
2番委員	<p>始末書をつけていたら、木を切れとは言わないのですか。</p>

事務局	はい。言えないですね
2 番委員	そしたら早く植えて、始末書を書いたほうがいいですね
事務局	農地法を知らずに植えました。という内容であればこのようになります。
議長	<p>実際、この4条のように、杉植えたり、檜植えたり、くぬぎ植えたり、月1回の常設審議委員会でもあちこちの市町からぽつんぽつんと出ます。自分たちの伊万里市だけではございません。</p> <p>他にございませんか</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第15号 農地法第4条の申請1件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第16号農地法第3条の申請になりますが、24番につきましては、17番の古賀委員が申請人である事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>まず、議案第16号農地法第3条の申請23番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地法第3条の申請23番について御説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件</p>

事務局	<p>を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請23番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請23番について、議案3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして24番にうつります。</p> <p>17番の古賀委員は退席をお願いします。</p> <p>24番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の申請24番について御説明します。</p> <p>議案は3ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請24番についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請24番について、議案の3ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第16号農地法第3条の申請2件については許可相当とします。</p> <p>17番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第 17 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 17 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 21 件について、御説明します。議案の 4～5 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 20 名、貸付人が 17 名で、面積は、田が 57,782 m²、畑が 8,942 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりで。申出書を 6～19 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上 21 件です。</p>
議長	<p>議案第 17 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 21 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 17 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 21 件については申出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 7 号農地法第 18 条第 6 項通知の受理 1 件について御説</p>

事務局	<p>明します。</p> <p>議案は20ページを御覧ください。</p> <p>14番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は名義変更される予定で、今回、3条申請を上程しています。</p> <p>報告第7号については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第7号農地法第18条第6項通知の受理1件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第4回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>

議事録署名者

平成 年 月 日

議長 ⑩

平成 年 月 日

2番 ⑩

平成 年 月 日

13番 ⑩